

相模原市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成18年1月27日に実施した経済部各課の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成18年2月20日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 栗 原 勤

同 小 俣 旭

同 川 上 一 行

## 1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

### (1) 通知があった日

平成18年2月14日

### (2) 市長が講じた措置の内容（全文）

商業観光課の業務委託契約において、支出負担行為書の起案が遅れ、契約書を取り交わすことなく業務を実施していたことにつきましては、支出負担行為書の起案状況の確認を含め、財務事務全般において複数の職員が携わる体制をとることにより、適正な財務事務の処理ができるように改善しました。

次に、勤労福祉課の補助金交付事務において、収支決算書の前年度繰越金が収支予算書の金額と差異があったことや、収支予算書の記載内容に不明確な箇所があったことなどにつきましては、補助金の交付申請、実績報告の際の審査において、補助金等交付申請書に添付の収支予算書及び実績報告書に添付の収支決算書等の書類を十分に審査し、その審査の際には、前年度実績報告書の内容との整合性についても確認を徹底するよう職員に周知しました。また、補助金交付事務の見直しとして、複数の職員が内容確認を行うようにし、適正な事務執行を行うためのチェック体制を強化いたしました。

## (参考)

### 経済部定期監査の結果

#### 1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成18年1月27日

#### 2 監査の結果

- (1) 商業観光課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模川自然の村に係る委託料の支出において、契約期間を平成17年4月1日から平成18年3月31日とする空調設備保守点検業務委託の支出負担行為書が、12月1日に4月1日に遡って起案し、契約書を取り交わすことなく業務を実施している不適切な事例が見られた。

また、他の委託業務の中にも同様な事例が散見された。

委託料の支出に当たっては、事務の処理方法及び管理点検体制を見直し、適正な事務執行に努められたい。

(2) 勤労福祉課の各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務を調査したところ、全国労働災害防止大会補助金の実績報告書に添付の収支決算書の前年度繰越金が、交付申請書に添付の収支予算書の金額と差異があるにもかかわらず、確認を十分行うことなく受理していた。

また、労働祭補助金の交付申請書に添付の収支予算書においては、補助金欄に「100,000等(予定)」と記載されるなど記載内訳が不明確であり、前年度繰越金欄についても金額の記入漏れがあったが、漫然と補助金を交付していた。さらに同補助金の実績報告書に添付の収支決算書欄の前年度繰越金は、平成16年度実績報告書に添付の収支決算書欄の次年度繰越金と金額に差異があったが、確認を十分行うことなく受理していた。

収支決算書は、交付した補助金が適正に使用されたかを検証する等、収支予算書と同様に十分な確認を行う必要があることから、負担金、補助及び交付金の交付事務においては、交付申請書に添付の収支予算書、実績報告書に添付の収支決算書等の書類を十分審査するとともに、前年度の実績報告書の内容を確認する等、適正な事務執行に努められたい。